

◎新潟県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正前の法第6条第1項第4号の規定に基づき指定している次の区域を改正後の法第6条第1項第3号の規定に基づく区域に改める。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

上越市安塚区大字松崎字品の木田、北坂、道管、南坂、鳥井前、桜立、宮ヶ沢、畑田、下才内、宮田、下鳥井前、大字安塚字町、横町、山中、古町、家中、内山、南田、中川原、太田、小林、大字下方字沢田、浦の山、高畑新田、大畑新田、大字上方字宮平、上平、家の山、大字本郷字鳥越、前田、久保田、蟹沢、家の浦、神明平、牛沢、大字和田字蛙高、宮ノ下、一の口、牛ヶ久保、古川、上沖、名立区大字名立大町字中才、新町、家浦、仲町、川端町、家添、裏町、新井町、大字名立小泊字カラハシ、越尾戸、大泊り、上ノ山、浜端、他家ノ上、山王前、寺の脇、清水端、大字名立大町字中道、中江、上川原、町田道下、八王寺、打杵、脇谷、町田、寺山、片越、大字名立小泊字下爪原、カウカウ田、諏訪田、池ノ田、内杵、江端、雛崎沢、大字赤野俣字上川原、下川原、ヶセ畑、清水尻、下ノ前、白山、浦川原区大字大印内新田字久保、大字横川新田字土手下、大字飯室新田字上川原、大字飯室字山崎、山崎古川、大字山印内字門前島、替地、大字六日町字大川原、大字長走字藤塚、石塔、向島、大字横川字外川原、西川原、宮平、上段、砂田、関塔、大字下柿野字夜叉ヶ峰、大字顕聖寺字八幡、下池田、上池田、十日町、牧山、丸山、大字有島字浦川原、下川原、二十割、長割、宮ノ下、宮ノ外、大字釜淵字西蟹沢、高畑、石畑、ゴミサシ、大字虫川字崩、焼町、下カチ、古新田、沢口、フケ、沖、沖残歩、菱山、田畑、北尻、大字中猪子田字下切、下荒田、上荒田、古川、上苗代、下苗代、曲り、上西割、下西割、加茂田、大西地、宮田、北和田、相分ヶ、中川原、和田、向川原、江袖、大字下猪子田字中田、前田、南前田、カツボ田、石川原、宮平、寺田、鎮守堂、宮ノ入、大字小谷島字万場、谷内田及び小谷内田の区域

柏崎市大字矢田、大字小黒頃、大字飯塚、大字五十土、大字成沢、大字曾地、大字花田、大字曾地新田、大字吉井、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字大清水、大字大平、大字上条、大字宮の窪、大字山口、大字佐水、大字芋川、大字古町、大字小田山新田、大字宮川、大字椎谷、大字大湊、大字加納、大字与板、大字宮平、大字善根、大字森近、大字石曾根、大字山室、大字大沢、高柳町岡野町、西山町礼拝、池浦字下、綱手下、下山田字唐子田、別山字商場、養福地、灰瓜字中村の内1番地から24番地まで、屋合の内98番地から119番地まで、石地一円、和田字大割、長詰347番地から360番地まで、四十刈280番地から295番地まで、二十刈212番地から260番地まで、中九郎174番地から190番地まで、鶴巻104番地から145番地まで、住吉420番地から450番地まで、北野字メグリ890番地から1000番地まで、同1120番地から1140番地まで、三十刈780番地から890番地まで、池ノ下90番地から95番地まで、宮前1450番地から1470番地まで、山ノ脇1460番地から1480番地まで、川畑790番地から925番地まで、町畑甲1番地から50番地まで、町畑乙335番地から529番地まで、妙法寺字五枚田1360番地から1410番地まで、仲橋1300番地から1370番地まで、仲橋1400番地から1425番地まで、苗代1320番地から1500番地まで、仲村1250番地から1330番地まで、松木ノ田2100番地から2450番地まで及び中央台字小原の区域

十日町市松代大字松代字坂の下、中町、前田、諏訪腰、宮沢入、古町、ドドメキ、上原、下の島、舟渡、池田、谷内、釜田、善修塚、上の山下、浦町、下小路、原、下町、大字千年字さいみ平、船渡の内、前田、宮の前、宮の外、向、切通、大字太平字沢田、前田、西の原、大田、塚上、中新田、蒲生田、堤岡、上原、向原、サギの島、大崩、大字田沢字松瀬、川島、下屋敷、ヒジリ田、松之山大字浦田口字向山、行峯、中之入、前田、南前田、高畔、久保田、道北、北田、大字光間字中山、中山沢、雷林、布付場、大字湯本字湯端、下湯、川下、川上、小屋の上及び大字湯山字上笹野の区域